

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき令和2年度補正予算が立案されました。感染症拡大の収束までの間、事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の創設をはじめ、あらゆる手段を総動員して、危機をしのぎ切ることで、その後の経済の力強い回復への基盤を築くことが目的です。

具体的には、厳しい影響を受けている中小・小規模事業者等への新たな給付金、政府系金融機関や民間金融機関による実質無利子の資金繰り支援により当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減しています。さらに、元々公募を行っていた補助金についても、新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、補助率又は補助上限額を引き上げた「特別枠」が創設されました。

中でも以下に示した給付金、助成金については、申請要件さえ満たせば受給が可能なものですので、ぜひご一読ください。

<給付金・助成金（申請すれば受給可能）>

名称	持続化給付金	雇用調整助成金
給付額	法人 200 万円、個人事業者 100 万円 ※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額 1 人 1 日当たり上限 8,330 円
支給要件	売上が前年同月比で 50%以上減少している（2020 年 1 月～12 月のうち） 【売上減少分の計算方法】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12 ヶ月）	・最近 1 か月の生産指標（生産量、売上等）が前年同月比 5%以上減少している（2020 年 4 月～6 月） ・休業等の延べ日数が対象労働者にかかる所定労働日数の 1/40（中小）、1/30（大企業）以上
支給対象	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主（フリーランス含む） 医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など	雇用保険被保険者、事業主と雇用関係にある週 20 時間未満の労働者（パート、アルバイト）など
申請方法	Web 上での電子申請 （GビズIDの取得は不要）	すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも 6 月 30 日までは事後提出も可能
相談先	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183（平日・休日 9:00～19:00）	最寄りの労働局またはハローワーク

また、新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者による設備投資、販路開拓、IT導入等を優先的に支援する3つの補助金があります。通年で公募を行い、複数回締め切りが設けられたことで、事業者の最適なタイミングでの申請、十分な準備・事業期間の確保が可能になりました。申請後、審査・採択されなければなりません。新たな事業活動を行われる際にはぜひご活用ください。

<補助金>

名称	ものづくり補助金	小規模事業者持続化補助金	IT導入補助金
補助対象	設備投資	販路開拓など	IT導入
対象者	中小企業など	小規模事業者など	中小企業など
上限金額	1,000万円	100万円（従来は50万円）	450万円
補助率	2/3（従来は1/2）	2/3	2/3（従来は1/2）
申請方法	電子申請（jGrants）		
スケジュール（予定）	1次締切 3/31 2次締切 5/20 3次締切 8月 4次締切 11月 5次締切 2021年2月	1次締切 3/31 2次締切 6/5 3次締切 10/2 4次締切 2021/2/5	1次締切 3/31 2次締切 6月 3次締切 9月 4次締切 12月
相談先	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053（土日祝日を除く 10:00~17:00）	最寄りの商工会議所または商工会	サービスデザイン推進協議会 0570-666-424（土日祝日を除く 9:30~17:30）

※掲載内容は令和2年5月1日現在のものです。今後制度内容の変更や見直しが行われる場合があります。